

学校評価における ICT 利活用の背景

The Background of ICT Use in Evaluation Process of School Management

豊福 晋平

Shimpei Toyofuku

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

Center for Global Communications, International University of Japan

<あらまし>2007年6月の学校教育法改正により、学校評価の自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が設けられ、我が国の学校評価制度の体系が整備されつつある。本稿は学校評価制度における ICT 活用に関して、各学校から自治体教育委員会、国レベルに至る利用形態を体系付けるとともに、その理論的背景について明らかにする。

<キーワード> 教育評価 教育統計 学校経営 アカウンタビリティ DDDM

1. はじめに

米国における NCLB(No Child Left Behind)法や英国における学校監査制度など、近年は学校情報をオンラインサービスにて統合的に扱い大規模な解析・処方・情報提供を行う手法が教育行政にも定着しつつある。一方、諸外国の学校監査制度を参考に構築された我が国の学校評価制度では、学校を中心とした評価サイクルであり、大規模なデータ収集・解析のシステムはそもそも前提とされておらず、ICT利活用の意義についてもいまだ明らかでない。

そこで本稿では、各国の機構構築の理論的背景について整理するとともに、我が国の学校評価における独自の ICT 利活用の体系を明らかにするものである。

2. 米国の NCLB 法と DDDM

2002年に施行された NCLB 法は、1965年の初等中等教育法を全面的に改正したもので、具体的には、①読みと数学の学力テストの毎年度実施、②学力向上の目標設定と達成努力、③州による実績通知表(Report Cards)の作成、④高い資格を有する教員・専門職員の確保、⑤読む能力を最優先にした教育、⑥資金交付方法の変更があげられる(土屋 2006)。

NCLB 法の教育委員会に対するアカウンタビリティ基準の導入は、学校・学区が生徒試験得点の改善圧力を強めるのと並行して、分析のための付加的データ提供を行い、教育におけるデータ利用機会と動機付けを高めた(Massell 2001)。

NCLB は州に対して、試験を基盤としたアカウンタビリティ適用を求めたので、学年や教科に応じた基準設定、試験結果報告、学校・学区の教育的改善を示す機構が整備された。

これらの動向にあわせて、教育におけるデータ駆動型意思決定(DDDM: Data-Driven Decision Making)の概念が広まった。DDDM は工業生産における好事例からモデル化されたもので、入力データ、プロセスデータ、アウトカムデータ、満足度やオピニオンデータといった様々な型データの反応蓄積を拡張したものである(Marsh *et al.* 2006)。

Means *et al.* (2009) によると、DDDM の概念は次の 6 つの条件からなる。すなわち (a) 州・学区・各校のデータシステム (b) 教育的改善とデータ利用のリーダーシップ (c) 実行可能なデータを生成するツール (d) データ分析・解釈のための社会的構造と所要時間 (e) データ解釈の専門的能力開発と技術サポート (f) データを機能させるツールである。過去 5 年間で学区・学校レベルでは生徒データシステムに関する活動が急速に発展している事を指摘した。

3. 英国の学校監査とレポートシステム

英国では、1992年に学校評価制度の改革に伴い学校の第三者評価を行う教育水準局(Ofsted: Office for Standards in Education)が設立された。

1996年学校監査の業務報告システムが利用開始され、1998年のブレア政権発足と共に学校自己評価が組み込まれたため、教育関係者(主に監

査官)を対象として学校自己評価に関する参考データの情報を提供を目的とした PANDA(Performance AND Assessment) Report が毎年発行されるようになった。さらに2006年以降は、OfstedのPANDA Reportと教育技能省(DfES 当時)のPAT(Pupil Achievement Tracker)が統合され、RAISEonline(Reporting and Analysis for Improvement through School Self Evaluation: 学校自己評価による改善分析報告)がインターネット上で提供されている。

監察官対象のPANDA Reportに対して、学校自己評価による学校教職員利用を前提として開発されたRAISEonlineは、インターネットで最新の情報が得られ、生徒データの分析が簡単に来るようになってきているほか、自己評価報告書に合わせた枠組みが提供されている(日本電気 2008)。

4. 我が国の学校評価と ICT 利活用

我が国の学校評価制度の目的で筆頭に述べられているのは、①学校の自発的自律的組織改善、②説明責任と併せた学校・家庭・地域の連携協力、③設置者等による教育品質の保証の3点であり、主に地域や自治体密着型評価を志向しているため、米国・英国事例のような、大規模監査機構的なアプローチが求められているわけではない。

しかし、我が国独自の評価制度は、実態として次のような特徴を持つに至ったと言える。

すなわち、

- a) 学校側が行うべき情報集積・収集・公開等の業務作業負荷が高まったこと
- b) 学校の自発的自律的組織改善に資するためには相応の分析・考察能力が必要とされること
- c) 外部専門家を中心とした第三者評価を実施するうえでは、将来的には統一的組織データ一覧を整備する必要があること、である。

特に b) に関しては取扱者の知識スキルを養成する必要があり、研修カリキュラム等を含めた検討を要するが、a) もしくは c) については、業務に最適化された ICT のシステムを適用することで、大幅な効率化を図ることが期待できる。

学校現場の学校評価サイクルを円滑に運用するために、ICTを利活用する側面としては、次の4点にまとめることができる。

- ①プロセス管理、②情報生成・蓄積、③集計・

分析・要約、④結果提示・公表

このうち、学校評価の実践段階にあるのは主に②～④にあたる部分である。久保ら(2005)は一般的なドキュメントスキャナを用いてマークシート・アンケートを実施するためのSQSを構築した。

豊福(2009,2010)は、日常的広報活動による「地味でベタな日々の公開情報」をシステム上に蓄積し、これを再編集・要約することで、外部アンケート対象者や学校関係者評価委員向けの評価用根拠資料を作成した。

学校評価における一連の情報収集・分析・考察サイクルは、単純な校務情報処理とは異なった学校経営的視点が要求される事を考慮に入れると、やがてDDDMの概念が大幅に適用され、よりシステマティックな機構へと変化することが予想される。

土屋恵司(2006)「2001年初等中等教育改正法(NCLB法)の施行状況と問題点」『Foreign Legislation: 諸外国の立法』国立国会図書館調査及び立法考査局, No.227, pp. 129-136.

Marsh, J. et al. (2006) Making sense of data-driven decision making in education. http://www.rand.org/pubs/occasional_papers/2006/RAND_OP170.pdf

Massell, D.(2001) The Theory and Practice of Using Data to Build Capacity: State and Local Strategies and Their Effects.

Means, B. et al. (2009) Implementing Data-Informed Decision Making in Schools-Teacher Access, Supports and Use, U.S. Department of Education.

日本電気 (2008) 学校の第三者評価の評価手法に関する調査研究最終報告書。

久保裕也ら(2005) カスタマイズ可能な調査スキーマの共有による学校評価支援. 情報処理学会論文誌, Vol.46, No.1, pp.172-186.

豊福晋平(2009) 説得段階の学校広報における情報再編集・要約機能, 日本教育工学研究報告集 JSET09-5 pp.147-151.

豊福晋平(2010) 学校評価のための戦略的學校広報モデル, 日本教育工学研究報告集 JSET10-1 pp.379-382.